

定 款

一般社団法人燕西蒲劳災防止協会

一般社団法人燕西蒲労災防止協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人燕西蒲労災防止協会（以下本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県燕市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、所轄労働基準監督署と連絡の下に、燕西蒲地域において労働安全衛生の徹底及び労働環境の改善を図り、もって労働災害の防止及び労働者の福祉の増進を期することを目的とする。ただし、第4条第1号から第3号までに掲げる事業については、要請のある場合新潟県内他地域についても実施する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 動力プレス機械等特定自主検査について、登録を受けて行う検査業者としての業務
- (2) 局所排気装置等の定期自主検査代行としての業務
- (3) 動力プレス機械及び粉じんについての安全設備、器具、保護具の普及および取付等に関する事項
- (4) 労働災害防止に関する技術講習会、研修会の開催
- (5) 労働災害の防止に関する調査研究、情報、資料の提供
- (6) 労働災害防止に関連する諸法規の説明会、研修会の開催
- (7) 労働者の福祉増進に関連する諸法規の説明会、研修会の開催
- (8) 会員事業場における労働災害防止活動への指導協力
- (9) 労働災害防止に関して、関係諸団体との協調
- (10) 公害防止に関する事業
- (11) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務

- (12) 産業安全衛生会館運営についての業務
- (13) 家内労働対策に関する事業
- (14) 労働者健康保持増進に関する業務
- (15) 労働安全衛生用品等の斡旋に関する業務
- (16) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 燕市および西蒲原郡の地域に事業所を有するもので、本会の趣旨に賛同し入会した個人または法人
- (2) 特別会員 本会の事業に対し、特別の関係を有し、または特別の援助をする個人または法人であって理事会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 燕市および西蒲原郡の地域以外に事業所を有するもので、本会の趣旨に賛同し入会した個人または法人
- (4) 名誉会員 本会に特別の功労があったもの、または学識経験者であって理事会の承認を得たもの

2. 前項の会員のうち、すべての会員をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となるするには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 本会は、正会員、賛助会員の入会に際して入会金を徴収することができる。

(会費)

第7条 この法人の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、会員の申し出によって任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名するときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

3. 会長は、会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- (2) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

第4章 総会

(開催)

第11条 総会は、これを定時総会および臨時総会にわけるとする。

2. 定時総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

集する。

2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は事故があるときは、当該総会において会員の中から選出する。

(権限)

第15条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属書類の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部または一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を議決する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(書面による決議等)

第18条 総会に出席しない会員は、理事会で定めたときは、あらかじめ通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の議決権の数に含まれるものとする。

2. 会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において前条の適用については、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事または会員が総会の目的である事項につき提案した場合において当該議案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び指名された理事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は主たる事務所に10年間備え置かなければならない。また、前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第18条2項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上 (会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)

監事 2名

2. 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
ただし必要により常務理事を1名置くことができる。
3. 前項の会長をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ)とする。

(役員を選任及び資格)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第65条第1項各号に該当する者は役員となる事ができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
4. 専務理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第27条 本会は、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の重要事項について総会および理事会において意見を述べるものとする。

(忠実義務)

第 28 条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 30 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成し、本人出席とする。

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会の議長は、会長とする。
4. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数以上をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について、書面により同意の意思表示をしたときは、

その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会への報告の省略)

第34条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第23条第5項に規定する報告については適用しない。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。また、第33条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経て総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し第4号から第6号までの書類については

承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
 3. 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 4. 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(特定預金)

- 第40条 この法人の将来の収支の変動に備え、安定運営を図るため総会の承認を経て、毎会計年度の剰余金を特定預金として積み立てることができる。
2. この特定預金の管理は、理事会が定める手続きにより、理事会の承認を経て、当該事業年度に必要な応じて支出することができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分の制限)

- 第43条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

- 第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 46 条 この法人に事務局を置く。

2. 事務局には、職員若干名を置く。ただし、必要により事務局長を置くことができる。
3. 職員の任免は、会長がこれを行う。ただし、事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
4. 前項に定めるものの他、事務の内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議を経て会長が定める。

(委任)

第 47 条 この定款に定めるものの他、この定款の執行について必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

第 11 章 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備法等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
3. 本会の最初の会長は池田弘とし、副会長は荒澤康夫、玉橋計治、専務理事は、石川正博とする。